



脱はんこって？

◆押印廃止・手続き電子化

Q－「脱はんこ」ってどんなことかしら。

A－昨年9月の菅義偉内閣発足とともに「行政のデジタル化」が主要な課題とされ、デジタル庁新設などDX（デジタルトランスフォーメーション）を推進するさまざまな政策が打ち出されています。11月には河野太郎行政改革担当相が全省庁に「認印全廃」を要請し、約1万5千種類の行政手続きのうち、一部を除いて押印廃止を目指す流れが加速しました。

Q－最近注目されるのはなぜ。

A－新型コロナウイルス感染拡大の影響が大きいとされます。官民間わずテレワークが要請される中で、はんこを押すためだけに会社するのは不合理です。役所窓口が混雑することによる感染リスクの拡大を抑えるためにも、各種手続きの簡素化や電子化が求められています。



行政手続きで見直しが進む押印

Q－県庁や市役所でも不要になるの。

A－県は昨年度、約3千種類の行政手続きの多くで廃止できるとし、急ピッチで廃止・省略を進めました。今年4月から多くの申請手続きではんこが不要となりました。

Q－困ることはないの。

A－そもそもはんこは、法的には契約時に必要不可欠とされていません。これまでは単なる社会的な慣習で使われていたのです。一方で、電子署名や電子契約など民間のIT企業が提供する各種デジタルサービスが注目されています。

電子署名は、電子文書ファイルに「電子証明書」を用いることで文書が本人のものであることと、内容が改ざんされていないことを証明します。電子契約サービスは、この電子署名を契約書に応用したものです。

先月12日には「デジタル改革関連法案」が可決し、関連法の改正もさらに進みます。脱はんこやペーパーレスの流れの中で、新しいデジタルサービスは次世代の契約や申請手続きを支えるツールとして広く定着していくでしょう。

(北陸経済研究所の丸澤千春が解説しました。)